

東京都地下街安全対策事業費補助金交付要綱

令和5年3月27日
4都市基調第824号

(通則)

第1条 東京都地下街安全対策事業費補助金(以下「補助金」という。)の交付については、東京都補助金等交付規則(昭和37年東京都規則第141号)に定めるほか、この要綱の定めるところによる。

(目的)

第2条 この要綱は、都市における重要な歩行者ネットワークを形成している地下街等において、大規模地震発生時や浸水時等における安心な避難空間の確保等を図るため、TOKYO強靱化プロジェクトに基づく取組を支援することにより、地下街等の防災対策の推進を図ることで災害に強い都市の形成を図り、もって公共の福祉に寄与することを目的とする。

(定義)

第3条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 地下街

地下街防災推進事業制度要綱(平成27年4月9日付国都街第118号国土交通省都市局長通知。以下「制度要綱」という。)第2条第1号に規定する地下街をいう。

(2) 地下街等

制度要綱第2条第2号に規定する地下街等をいう。

(3) 地下街管理会社

制度要綱第2条第3号に規定する地下街管理会社をいう。

(4) 協議会

制度要綱第2条第4号に規定する協議会をいう。

(5) 地下街防災推進事業

制度要綱第2条第6号に規定する地下街防災推進事業をいう。

(6) 地下街等防災推進計画

制度要綱第3条第1項に規定する地下街等防災推進計画をいう。

(交付の対象等)

第4条 補助金の交付の対象となる事業(以下「補助事業」という。)は、次の各号に掲げ

る事業とする。

(1) 地下街等防災推進計画の策定

(2) 国土交通大臣の同意を得た地下街等防災推進計画に基づき実施される次の地下街防災推進事業

ア 通路等公共的空間の防災性向上に資する施設の整備及びその整備と併せて実施する漏水対策

イ 避難施設及び防災施設の整備

ウ 避難啓発活動

2 補助事業者は、次の各号に掲げる実施主体とする。

(1) 地下街管理会社

(2) 協議会

3 東京都知事（以下「知事」という。）は、第1項に掲げる事業を行う補助事業者に対して、予算の範囲内において、補助金を交付する。

4 前項に規定する補助金の額は、次の各号に掲げる額の合計額（(1)から(4)までの事業区分ごとに算出した額に1,000円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）とする。

(1) 第1項(1)に掲げる事業で、別表1により算出した額

(2) 第1項(2)アに掲げる事業で、別表2により算出した額

(3) 第1項(2)イに掲げる事業で、別表3により算出した額

(4) 第1項(2)ウに掲げる事業で、別表4により算出した額

5 補助事業者が地下街等防災推進計画を策定し、国土交通大臣の同意を得ようとするときは、あらかじめ都及び国に協議し、同意を得なければならない。

6 補助事業者は、国土交通大臣が同意した地下街等防災推進計画を速やかにホームページ等で公表するものとする。

(申請手続)

第5条 補助事業者は、補助金の交付を受けようとするときは、別記第1号様式による交付申請書、別記第2号様式による実施計画書、位置図・平面図及び工程表を知事に提出するものとする。

2 補助事業者は、補助金の交付申請に当たり、当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下「消費税等仕入控除税額」という。）を減額して交付申請するものとする。ただし、申請時において消費税等仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りではない。

(交付決定の通知等)

- 第6条 知事は、前条第1項の規定による補助事業者からの補助金の交付申請があったときは、国の交付決定の通知をもって予算の範囲内で交付決定を行い、別記第3号様式による交付決定通知書を補助事業者に送付するものとする。
- 2 知事は、前条第2項ただし書による交付申請がなされたものについては、補助金に係る消費税等仕入控除税額について、補助金の額の確定において減額を行うこととし、その旨の条件を付して交付決定を行うものとする。
- 3 知事は、適正な交付を行うため必要があると認めるときは、当該申請に係る事項について条件を付することができる。

(申請の取下げ)

- 第7条 補助事業者は、補助金の交付の決定後、その交付決定に係る申請の取下げを行うときは、交付決定の通知を受けた日から起算して30日以内にその旨を記載した書面を知事に提出するものとする。

(計画変更等)

- 第8条 補助事業者は、別記第2号様式による実施計画書を変更しようとするときは、別記第4号様式による変更承認申請書に別記第2号様式による実施計画変更書を添付して、知事に提出し、その承認を受けるものとする。
- 2 補助事業者は、補助金の額の変更が生じる場合(実施計画書を変更しない場合も含む。)は、別記第1号様式による交付申請書を知事に提出し、その承認を受けるものとする。
- 3 知事は、前項の規定による実施計画書の変更の申請があった場合は、その内容を審査し、これを承認したときは、別記第5号様式による承認書を補助事業者に通知するものとする。
- 4 知事は、第1項の規定による交付申請があったときは、これを審査の上、予算の範囲内で交付決定を行い、別記第3号様式の2による補助金増(減)額交付決定通知書を補助事業者に送付するものとする。

(状況報告)

- 第9条 補助事業者は、補助事業の実施状況について、毎会計年度第2四半期終了後及び知事の要求があったとき、速やかに別記第6号様式による実施状況報告書に別記第6号様式の2による事業実施状況表を添付して知事に提出するものとする。
- 2 補助事業者は、補助事業が年度内に完了しないと見込まれるときは、別記第6号様式の3による実施状況表を、補助事業の遂行が困難となったときは、別記第6号様式の4による実施状況表を、それぞれ別記第6号様式による実施状況報告書に添付して知事に提出

し、その指示を受けるものとする。

(実績報告)

第 10 条 補助事業者は、補助事業が完了したときは、完了の日から 1 か月を経過した日又は完了した日の属する年度の 3 月 31 日のいずれか早い日までに、別記第 7 号様式による補助事業完了実績報告書を知事に提出するものとする。ただし、補助事業の全部が交付決定年度内に完了しないときには、当該年度の 3 月 31 日までに別記第 8 号様式による補助事業年度終了実績報告書を知事に提出するものとする。

2 補助事業者は、前項の実績報告を行うに当たり、補助金に係る消費税等仕入控除税額が明らかな場合には、当該消費税等仕入控除税額を減額して報告するものとする。

(補助金の額の確定等)

第 11 条 知事は、前条に定める実績報告を受けたときは、これを審査の上、交付すべき補助金の額を確定し、別記第 9 号様式による通知書を補助事業者に送付するものとする。

(補助金の交付請求)

第 12 条 補助事業者は、前条の通知を受けた場合においては、通知を受けた日から起算して 30 日以内に、別記第 10 号様式による請求書に支払金口座振替依頼書を添えて知事に補助金の請求をすることとする。

2 知事は、前項の請求に基づき、補助金を交付するものとする。

(概算払の請求)

第 13 条 補助事業者は、補助金の概算払を受けようとするときは、別記第 11 号様式による請求書を知事に提出するものとする。

(消費税等仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還)

第 14 条 補助事業者は、第 5 条第 2 項ただし書により交付申請を行った場合において、補助事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税等仕入控除税額が確定した場合には、速やかに別記第 12 号様式により知事に報告するものとする。

2 知事は、前項の報告があった場合には、当該消費税等仕入控除税額の全部又は一部の返還を命じることとする。

(取得財産等の整理)

第 15 条 補助事業者は、補助事業によって取得し、又は効用の増加した財産（以下「取得財産等」という。）に関する特別の帳簿を備え、取得財産等を取得し、又はその効用の増加した時期、その所在場所、価格及び取得財産等に係る補助金等の取得財産等の状況が明

らかになるように整理するものとする。

(帳簿等の保存)

第 16 条 補助事業者は、次の各号に掲げる書類を、補助事業者が補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産の処分制限期間に関する告示（平成 22 年国土交通省告示第 505 号）に定める期間（以下「告示に定める期間」という。）保存しておくものとする。

- (1) 前条に規定する帳簿
- (2) 取得財産等の得喪に関する書類
- (3) 取得財産等の現状把握に必要な書類及び資料類

(取得財産等の管理等)

第 17 条 補助事業者は、取得財産等について、補助事業の完了後においても、適切に善良な管理者の注意をもって管理し、補助金交付の目的に従って、その効率的運用を図るものとする。

(取得財産等の処分の制限)

第 18 条 補助事業者は、取得財産等（ただし、東京都補助金等交付規則第 24 条各号に定める財産に限る。）について、補助事業の完了後においても、告示に定める期間は、知事の承認を受けずに補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、取り壊し、又は廃棄してはならない。

(監督)

第 19 条 知事は、必要と認めるときは、補助事業者に対して補助事業の実施状況及び補助金の整理について検査を行い、又は報告を求めることができる。

附 則

- 1 この要綱は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

別表 1

1 事業区分	2 補助額等	3 補助対象経費
地下街等防災推進計画の策定	補助金の額は、補助対象経費に3分の1を乗じて得た額以内とし、国の制度（地下街防災推進事業）と協調して補助する。	地下街等防災推進計画の策定に要する、次に掲げる費用 （1）安全点検・調査費 現況調査、耐震診断等安全点検・調査に要する費用 （2）避難検討費 避難検討にあたり必要な避難シミュレーション、近隣施設や店舗等との調整に要する費用 （3）計画作成費 整備手法、年次計画等の地下街等防災推進計画の作成に要する費用

別表 2

1 事業区分	2 補助額等	3 補助対象経費
通路等公共的空間の防災性向上に資する施設の整備及びその整備と併せて実施する漏水対策	補助金の額は、補助対象経費に3分の1を乗じて得た額以内とし、国の制度（地下街防災推進事業）と協調して補助する。	通路（一般店舗等の専用的又は閉鎖的に使用されるものを除く）、電気室、機械室等の公共的空間における防災性向上のための施設の整備及びその整備と併せて実施する漏水対策に要する費用（ただし、浸水防止対策については地上部に通じる給排気・排煙設備から地下街への雨水等の流入防止対策に限る）

別表 3

1 事業区分	2 補助額等	3 補助対象経費
避難施設、防災施設の整備	補助金の額は、補助対象経費に3分の1を乗じて得た額以内とし、国の制度（地下街防災推進事業）と協調して補助する。	避難施設（非常用照明装置、避難誘導施設、緊急時情報提供設備等）、防災施設（備蓄倉庫、耐震性貯水槽、非常用発電設備等）の整備に要する費用

別表 4

1 事業区分	2 補助額等	3 補助対象経費
避難啓発活動	補助金の額は、補助対象経費に3分の1を乗じて得た額以内とし、国の制度（地下街防災推進事業）と協調して補助する。	利用者等への避難啓発活動に要する費用

第1号様式

第 号
令和 年 月 日

東京都知事 殿

申請者

□□□□

代表者 □□□□

□□ □□^印

東京都地下街等安全対策事業費補助金交付申請書

令和 年度における東京都地下街等安全対策事業費補助金 円の交付を受けたいので、下記のとおり申請します。

記

1 補助事業の目的及び内容

都市における重要な歩行者ネットワークを形成している地下街等において、大規模地震発生時や浸水時等における安心な避難空間の確保等を図る。

2 補助対象経費の使用方法及び事業の計画

令和 年度の補助事業に関しては、別記第2号様式の令和 年度補助事業実施計画書中の当該年度の欄に記載のとおり。

第2号様式

令和 年度補助事業実施計画（変更）書

1 補助事業の目的及び内容

都市における重要な歩行者ネットワークを形成している地下街等において、大規模地震発生時や浸水時等における安心な避難空間の確保等を図る。

2 補助対象経費の内訳

(単位：円)

事業区分	補助事業計画額			完了予定 期日	備考
	計画額	令和 年度 まで（実績）	令和 年度 令和 年度以降		
合計					

(注) 1 補助事業の事業区分ごとに経費の積算をした書類（別添様式）を添付すること。

2 計画額の変更の場合は、変更前の数値を上段に括弧書きすることによって変更の内容が明らかになるように記載するとともに、備考欄に変更の主な理由を記載すること。

3 その他必要な書類を添付すること。

第2号様式 別添

令和 年度補助事業実施計画経費積算書

(単位：円)

事業区分	内容	積算内容

第3号様式

第 号
令和 年 月 日

殿

東京都知事 ㊟

令和 年度東京都地下街等安全対策事業費補助金交付決定通知書

令和 年 月 日付 第 号をもって申請のあった令和 年度東京都地下街等安全対策事業費補助金については、下記のとおり交付することに決定したので通知します。

記

1 補助対象経費及び補助金の額は、次のとおりとする。

補助対象経費	円
補助金の額	円

2 補助金の交付の条件は、次のとおりとする。

- (1) 東京都地下街等安全対策事業費補助金交付要綱（以下「要綱」という。）に従わなければならない。
- (2) 補助事業の内容又は補助対象経費の配分について変更しようとするときは、補助事業実施計画変更承認申請書（要綱別記第4号様式）を知事に提出し、その承認を受けなければならない。
- (3) 補助金の消費税等仕入控除税額が明らかでないものについては、補助金の額の確定において減額を行うものとする。
- (4) 補助金の額の確定通知を受けた場合において、既に交付を受けた補助金の一部を東京都に返還すべき場合が生じたときは、当該通知を受けた日から起算して30日以内に返還しなければならない。
- (5) 補助事業によって取得した財産は、補助事業完了後においても、処分制限期間に関する告示（平成22年国土交通省告示第505号）に定める期間は、知事の承認を受けずに補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、取り壊し、又は廃棄してはならない。

3 この補助金の交付決定の内容又は条件に異議があるときは、この通知を受領後2週間以内に交付申請の撤回をすることができる。

殿

東京都知事 ㊟

令和 年度東京都地下街等安全対策事業費補助金増（減）額交付決定通知書

令和 年 月 日付 第 号をもって申請のあった令和 年度地下街等安全対策事業費補助金については、下記のとおり交付することに決定したので通知します。

記

1 補助対象経費及び補助金の額は、次のとおりとする。

補助対象経費	円
既決定補助金の額	円
今回増（減）額する補助金の額	円
年間補助総額	円

2 補助金の交付の条件は、次のとおりとする。

- (1) 東京都地下街等安全対策事業費補助金交付要綱（以下「要綱」という。）に従わなければならない。
- (2) 補助事業の内容又は補助対象経費の配分について変更しようとするときは、補助事業実施計画変更承認申請書（要綱別記第7号様式）を知事に提出し、その承認を受けなければならない。
- (3) 補助金の消費税等仕入控除税額が明らかでないものについては、補助金の額の確定において減額を行うものとする。
- (4) 補助金の額の確定通知を受けた場合において、既に交付を受けた補助金の一部を東京都に返還すべき場合が生じたときは、当該通知を受けた日から起算して30日以内に返還しなければならない。
- (5) 補助事業によって取得した財産は、補助事業完了後においても、処分制限期間に関する告示（平成22年国土交通省告示第505号）に定める期間は、知事の承認を受けずに補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、取り壊し、又は廃棄してはならない。

3 この補助金の交付決定の内容又は条件に異議があるときは、この通知を受領後2週間以内に交付申請の撤回をすることができる。

第4号様式

第 号
令和 年 月 日

東京都知事 殿

申請者

□□□□

代表者 □□□□

□□ □□印

補助事業実施計画変更承認申請書

令和 年 月 日付 第 号をもって交付決定の通知があった地下街等安全
対策事業について、別紙のとおり計画を変更したいので、承認されるよう申請します。

(添付書類) 令和 年度補助事業実施計画変更書

第5号様式

令和 年 月 日
第 号

承認書

団体名
代表者 殿

令和 年 月 日付 第 号をもって申請のあった補助事業実施計画の変更
については、承認します。

令和 年 月 日

東京都知事 印

第6号様式

第 号
令和 年 月 日

東京都知事 殿

申請者

□□□□

代表者 □□□□

□□ □□印

補助事業実施状況報告書

令和 年 月 日付 第 号をもって交付決定の通知があった地下街等安全
対策事業の実施状況について、別紙のとおり報告します。

(別紙) 補助事業実施状況表 (第6号様式の2)

又は

(別紙) 補助事業実施状況表 (第6号様式の3)

又は

(別紙) 補助事業実施状況表 (第6号様式の4)

令和 年度補助事業実施状況表

(単位：千円)

事業区分	計画額 A	実施額 B	計画額 との 差額 A-B	進捗率 B/A(%)	今後の実績見込額				備 考
					第 四半期	第 四半期	第 四半期	その他	
合 計									

(注) 1 計画額に変更があった場合は、変更後の計画額を記載し、当初の計画額を上段に括弧書きすること。

2 計画額との差額について、その主な理由等を備考欄に記載すること。

令和 年度補助事業実施状況表

(単位：千円)

事業区分	計画額 A	3月末 までの 実績 見込額 B	計画額 との 差額 A-B	計画額との差額の内訳		備 考
				年度内に 完了しない分	その他	
合 計						

(注) 1 計画額に変更があった場合は、変更後の計画額を記載し、当初の計画額を上段に括弧書きすること。

2 計画額との差額について、その主な理由等を備考欄に記載すること。

令和 年度補助事業実施状況表

(単位：千円)

事業区分	計画額 A	令和 年 月 日 までの 実績額 B	計画額 との 差額 A-B	計画額との差額の内訳		備 考
				遂行が困難 となった分	その他	
合 計						

(注) 1 計画額に変更があった場合は、変更後の計画額を記載し、当初の計画額を上段に括弧書きすること。

2 計画額との差額について、その主な理由等を備考欄に記載すること。

第7号様式

第 号
令和 年 月 日

東京都知事 殿

申請者

□□□□

代表者 □□□□

□□ □□印

補助事業完了実績報告書

令和 年 月 日付 第 号をもって交付決定の通知があった地下街等安全対策事業の完了実績について、別紙のとおり報告します。

(別紙1) 補助事業完了実績表

(別紙2) 令和 年度東京都地下街等安全対策事業費補助金精算調書

令和 年度補助事業完了実績表

(単位：円)

事業区分	本年度 計画額 A	本年度 実績額 B	計画額 との差額 A - B	本年度実績の概要	備 考

(注) 1 計画額に変更があった場合は、変更後の計画額を記載し、当初の計画額を上段に括弧書きすること。

2 計画額との差額について、その主な理由等を備考欄に記載すること。

令和 年度東京都地下街等安全対策事業費補助金精算調書

(単位：円)

事業区分	交付 決定額 A	計画額 B	実績額 C	計画額 との差 額 D	精算 補助金 額 E	概算払 受領済 額 F	差引補助金 未受領済額 (△返還) G=E-F	備考
合 計								

- (注) 1 当初の計画額に変更があった場合は、最終の計画額を記載すること。
 2 精算補助金額は、計画額と実績額のいずれか低い額の3分の1で計算した額を記載すること。

第8号様式

第 号
令和 年 月 日

東京都知事 殿

申請者

□□□□

代表者 □□□□

□□ □□^印

補助事業年度終了実績報告書

令和 年 月 日付 第 号をもって交付決定の通知があった地下街等安全
対策事業の終了実績について、別紙のとおり報告します。

(別紙) 令和 年度補助事業年度終了実績表

令和 年度補助事業年度終了実績表

(単位：円)

事業区分	計画額 A	実施額 B	計画額 との差額 A-B	進捗率 B/A (%)	今後の実績見込額		備 考
					繰越額	その他	
合 計							

(注) 1 計画額に変更があった場合は、変更後の計画額を記載し、当初の計画額を上段に括弧書きすること。

2 計画額との差額について、その主な理由等を備考欄に記載すること。

第9号様式

第 号
令和 年 月 日

殿

東京都知事 印

東京都地下街等安全対策事業費補助金の額の確定通知書

令和 年 月 日付 第 号をもって（完了・終了）実績報告のあった東京都地下街等安全対策事業費補助金の額を下記のとおり確定したので、通知します。

記

確定補助金額 円

第 10 号様式

第 号
令和 年 月 日

東京都知事 殿

申請者

□□□□

代表者 □□□□

□□ □□^印

東京都地下街等安全対策事業費補助金の請求について

令和 年 月 日付 第 号で額の確定の通知を受けた標記補助金について、下記のとおり請求します。

記

1 金 額	円
確定通知額	円
受領済額	円
差引未受領額	円
2 振 込 先	
口座番号	
名 義	

第 号
令和 年 月 日

東京都知事 殿

申請者

□□□□

代表者 □□□□

□□ □□^印

東京都地下街等安全対策事業費補助金概算払請求書

令和 年 月 日付 第 号をもって交付決定の通知があった地下街等安全対策事業費補助金について、下記のとおり概算払を受けたいので、請求します。

記

- 1 東京都地下街等安全対策事業費補助金交付決定通知額 円
- 2 概算払請求額 円
- 3 概算払請求額算出基礎

事業区分	計画額	建設等に要する資金の額	概算払可能額	前回までの概算払累計額	今回概算払予定額
	(円)	(円)	(円)	(円)	(円)

第 12 号様式

第 号
令和 年 月 日

東京都知事 殿

申請者

□□□□

代表者 □□□□

□□ □□^印

地下街等安全対策事業費補助金の消費税及び地方消費税の
額の確定に伴う補助金の返還報告書

令和 年 月 日付 第 号をもって交付決定の通知があった地下街等安全
対策事業費補助金に係る消費税等仕入控除税額が確定したので、下記のとおり報告します。

記

- 1 補助事業の名称
- 2 補助事業者の名称
- 3 確定補助金額
円
- 4 補助金の額の確定時における消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額
円
- 5 消費税額及び地方消費税額の確定に伴う補助金に係る消費税及び地方消費税に係る
仕入控除税額
円
- 6 補助金返還相当額（5－4）
円

（注）別紙として積算の内訳を添付すること。